第二号様式（第六条関係）

（Ａ４）

住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託についての確認申請書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第５条ただし書の規定により、住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託について確認を受けたく、下記のとおり申請します。なお、当該供託をした後の住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況については、別紙のとおりです。

●●年　　４月　　●日

届出時の許可番号　国土交通大臣第●●●●●●号
商号又は名称　霞ヶ関建設株式会社
郵便番号　●●●－●●●●
主たる事務所の所在地　●●県●●市●●町●丁目●番●号
氏名　　国土　太郎
電話番号　●●●－●●●－●●●●
ファクシミリ番号　●●●－●●●－●●●●

●●地方整備局長　殿

記

１　直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額

275,925,200円

２　直前の基準日において供託していた住宅建設瑕疵担保保証金について

(1)　金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
●●法務局	●年●月●日	第●●●号	250,000,000円
			(計)イ　250,000,000円

(2)　有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額

●●法務局	●年●月●日	第●●●号	●●●	第１２回	312～332	20枚	10万円券	2,000,000円	100%	2,000,000円
●●法務局	●年●月●日	第●●●号	●●●	第２０回	105～125	20枚	10万円券	2,000,000円	90%	1,800,000円
●●法務局	●年●月●日	第●●●号	●●●	第８回	83～133	50枚	20万円券	10,000,000円	80%	8,000,000円
								(計)14,000,000円		(計)ロ 11,800,000円

(3)　振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
●●法務局	●年●月●日	第●●●号	●●●●●●	14,000,000円
				(計)ハ 14,000,000円

(4)　直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

イ＋ロ＋ハ　＝　275,800,000円

３　直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額

125,200円

４　新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金について

(1)　金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
●●法務局	●年４月●日	第●●●号	130,000円
			(計)ニ　130,000円

(2)　有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額

								(計)		(計)ホ

(3)　振替国債の供託

供 託 所 名	供託年月日	供託番号	銘　　柄	供託価額
				(計)へ

(4)　新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

ニ＋ホ＋へ＝　130,000円

注　２(2)及び４(2)の割合は、第４条第１項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。

（第二号様式別紙）

住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況について

１　基準日　　●●年　　3月　3 1 日

２　住宅建設瑕疵担保保証金の供託について

２－１　１の基準日前１年間に引き渡した建設新築住宅について

(1)　建設新築住宅（その床面積の合計が令第２条に定める面積以下の建設新築住宅又は令第３条第１項に規定する建設新築住宅を除く。）の戸数

イ　800

(2)　①その床面積の合計が令第２条に定める面積以下の建設新築住宅（令第３条第１項に規定する建設新築住宅を除く。）の戸数

ロ　60

②法第３条第３項の算定特例適用後の戸数（ロ　×　０．５）

ハ　30

(3)　①令第３条第１項に規定する建設新築住宅（その床面積の合計が令第２条に定める面積以下の建設新築住宅を除く。）の戸数

ニ　137

②令第３条第２項の算定特例適用後の戸数

令第３条第１項の書面に記載された２以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合	令第３条第２項の算定特例適用前の戸数	令第３条第２項の算定特例適用後の戸数
5分の3	77	46.2
2分の1	60	30
合計戸数	ニ　137	ホ　76.2

(4)　①その床面積の合計が令第２条に定める面積以下の建設新築住宅であって、かつ令第３条第１項に規定する建設新築住宅であるものの戸数

へ　200

②法第３条第３項及び令第３条第２項の算定特例適用後の戸数

令第３条第１項の書面に記載された２以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合	法第３条第３項及び令第３条第２項の算定特例	法第３条第３項及び令第３条第２項の算定特例適用後

	適用前の戸数	の戸数
4分の3	80	30
7分の5	120	42、86
合計戸数	へ　200	ト　72、86

(5)　住宅建設瑕疵担保保証金の算定の基礎となる建設新築住宅の合計戸数

イ＋ハ＋ホ＋ト＝チ　979、06

２－２　１の基準日前１０年間に引き渡した住宅建設瑕疵担保保証金の算定の基礎となる建設新築住宅の合計戸数

リ　3398、13

２－３　１の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額

275,925,200円

２－４　金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
●●法務局	●年●月●日	第●●●号	176,000,000円
●●法務局	●年●月●日	第●●●号	74,000,000円
●●法務局	●年●月●日	第●●●号	130,000円
			(計)ヌ　250,130,000円

２－５　有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
●●法務局	●年●月●日	第●●●号	●●●	第12回	312～332	20枚	10万円券	2,000,000円	100%	2,000,000円
●●法務局	●年●月●日	第●●●号	●●●	第20回	105～125	20枚	10万円券	2,000,000円	90%	1,800,000円
●●法務局	●年●月●日	第●●●号	●●●	第8回	83～133	50枚	20万円券	10,000,000円	80%	8,000,000円
								(計)14,000,000円		(計)ロ 11,800,000円

２－６　振替国債の供託

供 託 所 名	供託年月日	供託番号	銘　　柄	供託価額
●●法務局	●年●月●日	第●●●号	●●●●●●	14,000,000円
				(計)ヲ 14,000,000円

２－７　１の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

ヌ＋ル＋ヲ＝　275,930,000円

３　１の基準日前１年間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸　数
●●●●保険	365
合計戸数	365

４　１の基準日前１年間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅の合計戸数

1,562

注１　「建設新築住宅」とは、法第３条第２項に規定する建設新築住宅をいう。

注２　「建設瑕疵負担割合」とは、令第３条第１項に規定する建設瑕疵負担割合をいう。

注３　２－１(3)②及び(4)②の戸数の記載に当たり、小数点以下２位未満の端数が生ずる場合にあつては、当該端数を切り上げて記載するものとする。

注４　２－２の合計戸数は、１の基準日前１０年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したものを記載するものとする。

注５　２－５の割合は、第４条第１項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。

注６　３の「保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付した新築住宅」は「保険証券又はこれに代わるべき書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を発注者に提供した新築住宅」を含む。